

○函館工業高等専門学校教育研究支援基金規程

平成27年12月22日

函高専達第11号

函館工業高等専門学校教育研究支援基金規程

(設置)

第1条 函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)に、函館工業高等専門学校教育研究支援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(目的)

第2条 基金は、本校における学生の活動、教育研究、国際交流、地域社会貢献等に関する活動の推進と教育研究環境の整備充実等を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- 一 学生支援
- 二 教育研究支援
- 三 国際交流支援
- 四 地域社会貢献支援
- 五 環境整備支援
- 六 その他基金の目的達成に必要な事業に対する支援

(基金の構成)

第4条 基金は、次の各号に掲げる資金をもって充てるものとする。

- 一 函館工業高等専門学校学生支援基金
- 二 本校創立50周年記念募金により受入れた寄附金
- 三 基金設置後に前条の各号に掲げる事業を行うために受入れた寄附金
- 四 前各号に規定する資金から生ずる果実

(特定基金)

第5条 基金に、特定目的の事業を実施するため、特定基金を置くことができる。

2 特定基金に関し必要な事項は、別に定める。

(基金運営委員会)

第6条 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、教育研究支援基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 一 基金の事業計画に関すること
 - 二 基金の予算及び決算に関すること
 - 三 寄附金の受入れに関する審査及び決定に関すること
 - 四 寄附者への謝意の表明に関すること
 - 五 その他基金の管理運営に関すること
- 2 委員会の委員は、次の者で構成する。
- 一 副校長
 - 二 事務部長
 - 三 その他校長が指名する者
- 3 委員会に委員長を置き、校長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 第1項第一号、第二号及び第五号に関する重要事項は、本校執行会議が定める。

(基金の管理運営等)

第7条 基金に係る受入れ及び経理事務の取扱いは、函館工業高等専門学校寄附金取扱規則によるもののほか、必要な事項は校長が定めるものとする。

(事業年度)

第8条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(実施事業の公開)

第9条 実施事業は、年度ごとに公表するものとする。

(事務)

第10条 教育研究支援基金事務局(以下「事務局」という。)を総務課に置き、事務局に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年12月22日から施行する。

附 則(平成28年3月29日函高専達第48号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日函高専達第 12 号）
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月 3 日函高専達第 3 号）
この規程は、令和 4 年 8 月 3 日から施行する。